

四国森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記の者と締結したので、森林法第10条の17第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定書（写）を縦覧に供する。

平成28年 7 月 2 1 日

四国森林管理局長

- 協定の名称 いの町本川地区公益的機能維持増進協定
- 協定区域 高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川175番
- 協定の有効期間 自 平成28年7月21日
至 平成30年3月31日
- 森林施業の種類 保育間伐（存置型）
- 林道の開設場所及び作業路網その他の施設の設置場所 無し
- 縦覧場所 四国森林管理局
嶺北森林管理署
- 縦覧期間 自 平成28年7月21日（木）
至 平成28年8月 8 日（月）